

住民基本台帳カードを無料で交付します

65歳以上で運転免許証を自主返納する方へ

市民生活課(内線569)、防災安全課(内線564)

市では、運転免許証を自主返納する65歳以上の方を対象に、写真付き住民基本台帳カード(住基カード)を無料で交付しています。

※写真付き住民基本台帳カードは、公的機関などで身分証明書として使用できます。

■対象者 伊予市に住民登録がある65歳以上の方

■住基カード交付までの流れ

①市民生活課で交付申請をします。

※有効期限内の運転免許証、健康保険証、印鑑、顔写真が必要です。顔写真は市民生活課でも撮影できます。

②伊予警察署に運転免許証を返納します。

③運転免許証と引き換えに発行される「申請による運転免許証の取消通知書」を市民生活課に提出します。

④住基カードが無料交付されます。

■注意事項

①の交付申請の際には、運転免許証を自主返納することを必ず職員に伝えてください。

①～④の手続きは、同じ日の9時～16時30分に行ってください。

・無料交付は、1人1回限りです。

・本人以外の方が申請を行う場合は、交付までの流れが異なりますので、市民生活課にお問い合わせください。

伊予市都市計画区域に関する縦覧

用途地域変更に関する都市計画決定の変更案の縦覧を行います。

■縦覧期間

10月7日(金)～21日(金)

■閲覧場所・問い合わせ

都市整備課(内線568)

人の動き (8月末日現在)

人口	39,375人 (-16)
男	18,443人 (-5)
女	20,932人 (-11)
世帯	15,678世帯 (+13)
出生	31人 (+13)
死亡	48人 (+20)

※外国人を含めた数値。()は前月比。

市内の交通事故状況 (8月末日現在)

	8月	累計	前年比
発生	18件	110件	-9件
死者	2人	2人	-1人
傷者	24人	137人	-25人

市内の街頭犯罪等発生状況 (8月末日現在)

	8月	累計	前年比
侵入盗	4件	22件	-7件
自動車盗	0件	2件	-2件
オートバイ盗	0件	11件	+2件
自転車盗	5件	21件	-21件
車上ねらい	3件	9件	-18件

水道の休日当直当番業者

月日	指定工事事業者	電話
10	1(土) 友澤設備	大平 982-1381
	2(日) 武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
	8(土) (有)港南設備	稲荷 982-4487
	9(日) (株)佐々木工業所	湊町 983-0450
	10(月) K・シマダ	下吾川 983-6553
	15(土) (有)協和設備工業	上吾川 983-4185
	16(日) (有)栄電機設備	中山 967-1318
	22(土) (株)伊予設備	米湊 983-4613
	23(日) 岩井水道工業所	大平 983-3066
	29(土) 藤岡工業(株)	上灘 986-0350
30(日) (有)二宮水道工業	下吾川 983-2819	
11	3(木) 未来設備	尾崎 983-5282
	5(土) 功栄設備	中村 982-5888
	6(日) (有)升田金物店	出渕 967-0067

※水道メーターから宅地側の修理は自己負担。

※業者への依頼は、8:00～17:00。

市税の納期(10月)

	納期限	口座引落日
市民税・県民税 普通徴収 (第3期)	10月31日(月)	10月27日(木)
国民健康保険税 普通徴収 (第4期)		

市の施設を管理するため

指定管理者を募集します

産業経済課(内線572)、中山地域事務所

市では、次の施設の指定管理による管理運営が平成23年度末で終了することから、新たに指定管理者を募集します。

申請を受けて審査を行い、適切な団体を選定します。

指定管理による

管理運営を予定している施設

①伊予市なかやま交流促進センター

②伊予市なかやま地域資源活用工房施設

③伊予市なかやまフラワーハウス

④伊予市なかやま野外音楽広場

※募集要領は、中山地域事務所で配布します。

提出書類

- 施設指定管理者指定申請書(市の所定の様式)
法人は、法人の登記簿謄本
非法人は、団体代表者の身分証明書
定款、規約などの書類、またはこれらに相当する書類

- 申込資格に関する申告書(市の所定の様式)
国税、地方税の完納証明書、または納税義務がない旨の理由書
管理を行う公の施設の事業計画書
管理における収支計画書

経営状況などを説明する書類

- 前事業年度の収支計算書、またはこれに相当する書類
前事業年度の貸借対照表および財産目録、またはこれらに相当する書類
現事業年度の収支予算書および事業計画書

- 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
団体の役員名簿および組織に関する事項について記載した書類、またはこれらに相当する書類

※詳しくは、伊予市ホームページをご覧ください。

申込期間

10月3日(月)～27日(木)

ご存知ですか?年金の手続き

国民年金の任意加入と付加年金

健康保険課(内線547)

任意加入について

日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人で、受け取れる年金を満額(480月)に近づけたい方や、老齢基礎年金の受給資格期間(300月)を満たしていない方は、国民年金へ任意で加入することができます。

※老齢基礎年金を繰り上げ請求した方は、任意加入できません。

※昭和40年4月1日以前生まれの方については、受給資格(300月)を満たすことができる場合、70歳になるまで加入できます。

外国へ転出される方へ

海外へ転出する方は、希望すれば転出している期間、任意加入ができます。その場合、国内に住む親族の方に協力者となつてもらうこと、保険料を納付してもらうこととなります。

付加年金について

将来の年金を増やしたいと考えられている方に、付加年金制度が

あります。国民年金加入中の方や任意加入している方が、月々の定額の保険料に付加保険料(月額400円)を足して納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて受給できるようになります。1年間に受け取る付加年金額は、200円×付加保険料納付月数です。

なお、任意加入および付加年金は、申請した月からの加入となり、いつでも申請により辞退することができます。

※国民年金基金に加入中の方は利用できません。

※保険料を納付期限までに納めないこと、以降納付ができませんので、ご注意ください。

問い合わせ

松山西年金事務所(☎92515105)、または健康保険課

光と風と香りの翠小学校で学んでみませんか?

平成24年度「翠小学校」校区外通学の募集

学校教育課(内線726)



翠小学校は、昨年度に引き続き、校区外通学の募集を行います。

翠小学校の特色

- ホタルが飛び交う自然の豊かさ
さまざまな体験学習による特色ある学校づくり
エコ改修された県内最古の現役木造校舎
小人数指導によるきめ細かな教育

応募資格

- ①児童と保護者が、伊予市に住所を有していること。
②保護者は、登下校に責任を持つこと。

※希望者には、住所地の最寄りのJR

駅からJR上灘駅までの定期代の半額を補助します。また、JR上灘駅から翠小学校までは、車で送迎します。

募集対象

③原則として、就学の開始は年度当初からとし、以降1年以上通学する意向があること。

④保護者は、翠小学校の教育方針を理解し協力すること。

申請方法

校区外通学を希望する方は、翠小学校、または学校教育課に置いてある校区外通学許可申請書に必要事項を記入し、学校教育課に提出してください。

申請締切日

12月14日(水)

問い合わせ

学校教育課、または翠小学校 ☎98615031
※10月16日(日)に、体験入学を行います。また、学校見学、授業参観など随時受け付けます。詳しくは翠小学校へ直接ご連絡ください。

い~よ!いよ!の食育物語
あなたは、朝食を毎日食べていますか?
《朝食の効果》
脳は睡眠中でも休みなく働いているため、朝、目覚めたときには夕食で得たエネルギーが消費され、不足した状態になっています。朝食を食べることで、脳にエネルギーが補給され、集中力・記憶力が高まります。また、睡眠中に下がった体温が上昇し、血流がよくなるので体が元気に動き出します。消化器系も活動をはじめて腸が刺激され、便通もよくなります。
朝食はととても大切な役割があります。食べる人と食べない人では、勉強、スポーツ、仕事、メンタル面でも大きな差がでるんですよ。
佐伯 矩 博士
食育に関するお問い合わせは
伊予市保健センター ☎983-4052

伊予市消費者相談窓口からのお知らせ
つながって 支えあって 消費者力
消費生活の基礎知識...「契約」って?
・電車やバスに乗る
・スーパーで買い物をする
・電気、ガス、インターネットを使う
日常生活には関係ないと思いがちですが、これらはすべて契約です。「申し込み」と「承諾」が一致することで成立する約束ごとです。
□約束だけのものや契約書にハンコを押していない場合でも契約が成立する場合があります。
契約するときは、落ち着いてよく考え、不安や疑問がある場合は、契約を考え直すなどの慎重さを持ちましょう。
悪質商法・多重債務などで困った時は、まず相談!
産業経済課 消費者相談窓口
専用電話 ☎982-1289
月・水・金曜日は専門の相談員が対応します。

期間内に忘れずにお申し込みください

平成24年度保育園児を募集します

福祉課（内線538）

市では、平成24年度の保育園児を次のとおり募集します。

■入所できる児童の条件

- 次のように、児童の保護者などが家庭において保育できない場合に限りです。
- 昼間いつも外に出て働いている場合
- 母親が出産の前後である場合
- 病気・身体障害者などの場合
- 長期にわたり、病人・身体障害者などの看護にあたる場合
- 災害を受けた場合
- その他、市長が必要と認めた場合

■申込期間

10月3日(月)～31日(月) 8時30分～17時15分、土・日曜日、祝日を除く。

■申込先

福祉課、各地域事務所、各

■募集定員

保育所名	定員	所在地	電話番号
ぐんちゅう保育所	120人	米 湊	982-0953
みどり保育所	45人	上 吾川	982-0448
うへの保育所	75人	上 野	983-4339
なかむら保育所	70人	中 村	982-1562
おおひら保育所	45人	大 平	983-1442
とりのき保育所	90人	下吾川	982-0409
さくら幼稚園	60人	米 湊	982-0614
中山保育所	90人	中 山	967-0808
佐礼谷保育所	30人	佐礼谷	968-0400
上灘保育所	90人	上 灘	986-0446
下灘保育所	45人	下 灘	987-0300

保育所
 ※入所申込書は、福祉課、各地域事務所、各保育所にあります。
 ※産休・育休明けの入所予約も受け付けています。
 ※現在入所中の児童について、来年度も継続して入所を希望する場合は、保育所に継続入所申込書を提出してください。
 ※期間外での申し込みは、4月から入所ができない場合があります。

視覚障害のある方へ

外出支援サービス「同行援護」が始まります

福祉課（内線53・556）

障害者自立支援法の改正により、10月から視覚障害のある方の外出を支援するサービスとして「同行援護」が始まります。

■対象者 視覚障害の身体障害者手帳所持者で、移動が著しく困難な方

■支援の内容

① 必要な視覚的情報の支援（代筆・

代読を含む）
 ② 必要な移動の援護
 ③ 排せつ・食事などの介護
■利用者負担
 原則としてサービスに要する費用の1割。
 ※詳しくはお問い合わせください。

農地の集約や貸し借りを考えの方へ

安心して農地の貸し借りができます

農業委員会事務局（内線577）

農業委員会では、4月と10月の年2回、農業後継者に農地を集積することを目的として、農地の貸し借りを「利用権設定等促進事業」の申出受付を行っています。

■申込方法

この事業で、農地の貸し借りをすると、貸借期間終了と同時に農地が返還されますので、安心して貸し借りができます。

利用権設定申出書に必要事項を記入し、地区担当農業委員の確認を押印後、農業委員会事務局、または地区担当農業委員に提出してください。
 ※詳しくは、農業委員会事務局、または地区担当農業委員にお問い合わせください。

■申出受付期間

10月3日(月)～20日(木)

10月1日は浄化槽の日

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査をお忘れなく

下水道課（内線599）

○年4回以上の保守点検

浄化槽は、機能を維持するために年4回以上（形式により回数が違う場合があります。）の保守点検が必要です。保守点検業務は、知事登録を受けた「浄化槽保守点検業者」に必ず依頼してください。

○定期的な清掃

浄化槽の中に汚泥がたまりすぎると、水質低下や悪臭の原因になります。1年に1回以上（全パッキ式は半年に1回）の清掃が義務付けられています。

○法定検査の受検義務

《7条検査》
 検査日：使い始めて3～5カ月の間
 検査内容：工事状況、BOD検査などの総合的な設置状態の判定

《11条検査（毎年1回）》

検査日：毎年11・12月
 検査内容：放流水のBOD検査などの機能判断
 ※検査は、(公社)愛媛県浄化槽協会が行います。

保守点検＋清掃＋法定検査

「らくらく一括契約」がおすすめです

■対象地区

本庁地区

■メリット

- ① 個別に行っていた保守点検・清掃・法定検査を同時に契約
- ② 年間の費用がお得（右下表）
- ③ 保守点検、清掃、法定検査を確実に実施
- ④ 浄化槽のトラブルに迅速な対応

■問い合わせ

○らくらく一括契約に関すること
 中予浄化槽管理協同組合
 ☎92315608
 ○清掃に関すること
 本庁地区：(有)伊予環境保全
 ☎98212587
 中山地区：大山衛生社
 ☎98411699
 双海地区：(有)松下衛生社
 ☎98710230

○法定検査に関すること
 (公社)愛媛県浄化槽協会
 ☎92512661

合併処理浄化槽維持管理などの料金表

浄化槽	一般の契約	
	点検	清掃
5人槽	23,730	21,000
	5,000	49,730
7人槽	25,510	26,250
	5,000	56,760
10人槽	28,030	42,000
	5,000	75,030

浄化槽	らくらく一括契約	
	点検	清掃
5人槽	22,050	17,850
	5,000	44,900
7人槽	24,150	23,100
	5,000	52,250
10人槽	26,250	36,750
	5,000	68,000

※7条検査を受検する場合は、検査料が6,500円になります。

ご理解とご協力をお願いします

漏水調査を実施しています

下水道課（内線711・714）

市では、埋設している水道管の漏水調査を実施しています。この調査は、配水管を路面音調で調査するため、主に夜間に行います。また、調査結果によっては、宅地内のメーターを点検する個別調査を行うこともあります。ご理解とご協力をお願いします。

■調査期間

平成24年1月下旬まで

■調査区域

・本庁地区全域
 ・中山・双海地区の一部

■調査時間

・昼間作業 9時～17時
 ・夜間作業 22時～5時

■委託業者

・本庁地区：(株)テクノスジャパン
 ・中山・双海地区：徳島地中情報(有)

水道メーターの取り替えを行います

市は、検定が満期となった水道メーターの取り替えを行っています。取替工事は、伊予市指定給水装置工事業者が行います。
 ※取替期間：平成24年1月下旬まで
 ※水道メーターの取り替えは無料です。

皆さんの安心のために、消防は24時間活動しています

電気火災を防ごう！



火災になってからでは遅いのです！

右は、普通の家庭用コンセント(100V)と差し込みプラグから出火した瞬間の写真です。

コンセントにプラグを差しっぱなしの状態では長い間そのままにすると、コンセントとプラグの間にホコリが溜まります。そのホコリが湿気を含むことでスパークが起こり、プラグ栓刃間の表面が炭化し導電化され、プラグ本体が出火する現象を「トラッキング現象」といいます。

予防方法は、小まめな清掃です。半年に一度は、コンセントからプラグを抜いて、清掃しましょう。

伊予消防署 ☎ 982-0657

他にも「漏電」や「過熱」など、電気器具や配線から火災が発生することが多くあります。原因はさまざまですが、次の注意点を気をつけることで火災は防げます。普段の生活の中でできることから始め、大切な家がを守りましょう。

電気火災を防ぐ注意点

- ◎ コンセントからプラグを抜くときは、コードの部分を持たないでプラグ本体を持って抜く。
- ◎ 電気コードは、家具などの重いものの下敷きにしたり、壁などに押しつけたりしない。
- ◎ 電気コードは釘や金具などで打ち付けて使用しない。
- ◎ 電気コードを束ねたり、ねじれたりしたままの状態で使用しない。
- ◎ 電熱器などの周りには、燃えやすいものを置かない。
- ◎ たこ足配線をしない。
- ◎ 家具や冷蔵庫の裏などのプラグは、定期的にホコリを拭き取る。

消防



知識

「消防士は一つの階級」

消防士という言葉が、消防職員を総称するような表現で用いられています。本来、消防士とは消防職員の階級を表すものです。階級とは、消火活動や救助活動などの部隊行動をとるときに、指揮統制するうえで必要となります。

現在の消防職員の階級は、消防庁が定めた「消防吏員の階級準則」に従って、各市町村ごとに規則で定められ、10階級となっています。この階級を表すのが階級章です。消防長(消防本部の長の職にある者の階級は、準則で消防司令長以上と決められており、消防職員

数・管轄人口などによって同じ消防長でも階級が変わってきます。伊予消防等事務組合の消防長の階級は、消防監が最高位です。

- 消防総監
- 消防司監
- 消防正監
- 消防監
- 消防司令長
- 消防司令
- 消防司令補
- 消防士長
- 消防副士長
- 消防士

■伊予市管内の火災と救急出場件数(8月末日現在)

種別	8月分			累計		
	火災 件数	本庁	4	4	本庁	8
中山		0	中山		1	
双海		0	双海		2	
救急出場 件数	本庁	133	176	本庁	936	1,236
	中山	18		中山	128	
	双海	25		双海	172	

火災・救急 → 119

☎ 火災 救急病院 案内 982-5959